

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第11級に該当するものとして、障害等級第12級とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日にバイクで出勤途中、トラックと衝突し、「両肋骨多発骨折、右第10から11胸椎横突起骨折、第2胸椎椎体骨折、頸椎捻挫」等を受傷（以下「本件災害」という。）した。請求人が症状固定後に障害給付を請求したところ、労働基準監督署長は、障害等級第12級に該当するものと認め、同等級に応じる障害給付を支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

頸部及び肩関節の異なる部位において可動域制限が存在するため、それぞれについて障害等級の評価を行うべきである。

3 原処分庁の意見

- (1) 頸部及び肩関節の可動域については、参考可動域角度及び健側と比較して制限が認められるが、主治医Aは、「いずれの可動域制限も本件災害による疼痛によるもの」と判断している。
- (2) したがって、請求人に残存する障害は本件災害に起因する頸部から肩関節にかけての「局所の神経系統の障害」と評価すべきであり、その程度は外傷により可動域制限を伴うものであることから、「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」と認められ、「局部にがん固な神経症状を残すもの」（第12級の12）に該当するものと判断する。
- (3) 以上により、請求人に残存する障害は、障害等級第12級に該当するものである。

4 審査官の判断

- (1) 専門医Bが、請求人を診察の上、鑑定を行ったところ、「頸部の可動域は、本件災害による疼痛のため制限されている」、「胸椎及び肋骨の多発骨折により背部痛が遺残し、右肩の疼痛性の可動域制限に影響を与えている」旨、意見している。
- (2) したがって、請求人の頸部における可動域制限は、当該部の疼痛によるものであり「局部に頑固な神経症状を残すもの」（第12級の12）と認められる。また、肩関節における可動域制限は、胸椎・肋骨骨折に由来する背部の疼痛によるものであり、「局部に頑固な神経症状を残すもの」（第12級の12）と認められる。
- (3) 以上により、請求人に残存する障害は、身体の特定の2部位に「局部に頑固な神経症状を残すもの」（第12級の12）と認められることから、併合により準用第11級に該当するものと判断する。